

第4章

計画推進のために

- 1 推進体制の整備
- 2 推進状況の管理

第4章 計画推進のために

この計画を推進し目標を達成していくためには、市民の理解を深め、関係機関と連携して事業を展開することが必要です。このため、市民・自治会・事業者等と協働して計画を推進する体制整備に努めます。

1 推進体制の整備

(1) 市民・事業者との協働

- ・計画を推進し目標を達成していくために、各種事業を通じて意識啓発を行いながら、市民との協働による事業の実施に努めます。
- ・男女共同参画に関する学習や研究を行っている個人や団体との連携強化と、市民の自主的な活動に対して情報提供等の支援を行います。
- ・男女共同参画社会の実現に不可欠な事業者との連携を図ります。

(2) 上田市男女共同参画推進委員会

- ・市民及び学識経験を有するもので構成している「上田市男女共同参画推進委員会」において計画の推進・評価を行い、必要に応じて提言をしていきます。

(3) 庁内推進体制の充実

- ・男女共同参画に関する庁内推進会議をいっそう充実させるとともに、市職員が男女共同参画に敏感な視点を持つよう情報提供や研修の充実を図ります。

(4) 男女共同参画センターの充実

- ・男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の拠点として、男女共同参画センターの充実を図ります。

(5) 国・県及び関係機関との連携

- ・国・県・関係機関及び他の自治体と情報交換や事業協力等、連携を図りながら推進します。

2 推進状況の管理

(1) 指数、目標値の設定

- ・この計画を実効性のあるものにするため目標値を設定し、施策に反映します。
- ・推進状況を知るために必要な数値をモニタリングして、推移を把握します。

(2) 計画の推進状況の点検と評価

- ・毎年、施策の進捗状況を把握しながら計画を推進します。

(3) 市民意識調査の実施

- ・男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、意識調査を行い、その結果を分析・研究するとともに計画推進に反映させます。